

# 老 齢 厚 生 年 金

65歳に達したときに、国民年金から「老齢基礎年金」が、共済組合から「老齢厚生年金」および「退職年金(退職等年金給付)」が支給されます。

「老齢基礎年金」は65歳に達したときから支給されることとなっており、また、「老齢厚生年金」と「退職年金(退職等年金給付)」も原則として65歳から支給されますが、生年月日等により「特別支給の老齢厚生年金」が65歳より前に支給される場合があります。

## 支給イメージ

支払実施機関	イメージ図						
共済組合	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>退職年金(退職等年金給付)</td> </tr> <tr> <td>※退職共済年金(経過的職域加算額)</td> <td>※退職共済年金(経過的職域加算額)</td> </tr> <tr> <td>特別支給の老齢厚生年金</td> <td>本来支給の老齢厚生年金</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">▲ 65 歳</p>		退職年金(退職等年金給付)	※退職共済年金(経過的職域加算額)	※退職共済年金(経過的職域加算額)	特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
	退職年金(退職等年金給付)						
※退職共済年金(経過的職域加算額)	※退職共済年金(経過的職域加算額)						
特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金						
日本年金機構	<table border="1"> <tr> <td>老齢基礎年金 (国民年金)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">▲ 65 歳</p>	老齢基礎年金 (国民年金)					
老齢基礎年金 (国民年金)							

※平成27年9月30日以前の組合員期間がある場合は「退職共済年金(経過的職域加算額)」が加算されて支給されます。

## 支給要件

- ① 組合員期間が1年以上あること  
(民間会社等の厚生年金加入期間も合算されます。)
- ② 支給開始年齢に到達していること  
特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は13ページ【表1】を参照ください。
- ③ 組合員期間等(組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間)が10年以上あること



## 特別支給の老齢厚生年金の支給開始スケジュール【表1】

### ●一般組合員

生年月日	支給開始年齢
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳



### ●特定消防組合員

※消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員

生年月日	支給開始年齢
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	61歳
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	64歳
昭和42年4月2日以後	65歳

## 年金の支給日

年金は給付事由の生じた月の翌月分から、その事由がなくなった月の分までが支給されます。

年金の支給は、次のとおり年6回、偶数月の15日となります。

なお、15日が土曜日、日曜日または祝日(金融機関休業日)のときは、前営業日に支給されます。

例) 6月に支給開始年齢に到達の方 7月分から支給開始となります。

支給日	支払月分
2月15日	12月分 1月分
4月15日	2月分 3月分
6月15日	4月分 5月分
8月15日	6月分 7月分
10月15日	8月分 9月分
12月15日	10月分 11月分



※老齢基礎年金および民間企業等での勤め期間にかかる老齢厚生年金は、日本年金機構から支給されます。



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307